

第2節 証券監督者国際機構(ＩＯＳＣＯ)

I 概要

1. 沿革

証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions (IOSCO))は、1974年に設立された加盟メンバー162(2001年5月末現在)に及ぶ各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関である。当初は、米国及びカナダがラテン・アメリカ諸国の証券監督当局、市場関係者の指導を目的としてスタートしたものであったが、1983年に域外の国々の加盟もできるように規約を改正、1986年のパリ総会で名称を現在のIOSCOに改めた。

本部事務局は、1986年から2000年末までモントリオール(カナダ)に置かれていたが、2001年1月よりマドリッド(スペイン)に移転している。

2. 目的

以下の4つを活動の柱としている。

- ① 公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること、
- ② 国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること、
- ③ 国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること、
- ④ 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと

3. 組織(資料21-2-1参照)

年に一度、年次総会の間に開かれる Presidents' Committee(代表委員会)を最高意思決定機関とし、その下に規約に即し組織の目的の達成のため必要な全ての決定を行い全ての行動を実行する Executive Committee(理事会)と4つの Regional Committee(地域委員会)が位置する。Executive Committeeの下には更に、Technical Committee(専門委員会)と Emerging Markets Committee(新興市場委員会)があり、前者は先進国の16の国・地域から構成され、後者は新興市場国・地域から構成されている。それぞれ国際証券・先物取引に係る規制上の問題をレビューし、その解決調整を図っている。他に、各国の自主規制機関や証券市場から成るSRO(Self-Regulatory Organization) Consultative Committee(自主規制機関諮問委員会)がある。

金融庁は、2000年7月の発足と同時に、それまでの金融監督庁、大蔵省の加盟地位を承継し、日本からの普通会员として、現在、準会員である証券取引等監視委員会、経済産業省、農林水産省などとともに我が国からのメンバーとなっている。

4. 性格

IOSCOは、上記の目的の下、原則や基準、指針を定めてきているが、それらの実行は全て各国の裁量に委ねられており、拘束力を有するものではない。

5. 金融庁の対応

Technical Committeeを始め、Executive Committee及びAsia Pacific Regional Committeeの主要メンバーとして、国際的な証券監督ルール策定等に積極的に貢献している。また旧来、日本（旧大蔵省）は1990年から1999年までTechnical Committeeの下にある流通市場規制に関する旧作業部会（旧WP2）の議長職を務めていたが、金融庁は、2001年3月には、Executive Committeeの副議長に、また、Technical Committeeの下に新たに設置された証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長にそれぞれ就任するなど、IOSCOの議論をリードしている。

II 活動状況

1. 概要

IOSCOにおける主な金融庁の活動の場は、先進国市場の監督者をメンバーとするTechnical Committeeが中心となっている。このTechnical Committeeの下には実質的な議論を行う5つの常設委員会（SC）が設けられており、金融庁は、証券規制の企画立案、証券会社等の監督を行う立場から、主要会合の全てに参加している。

なお、2001年3月に開催されたTechnical Committee会合においては、従来のコンセンサスを重視した意思決定の重要性に留意しつつも、証券取引をめぐる技術革新やグローバル化の進展に併せてより効率的な運営を図るべく、Technical Committeeの意思決定プロセスの明確化等の改革がなされた。

2. 常設委員会

(1) 「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会（SC1）

クロスボーダー市場における証券募集・上場に係る「会計」、「監査」、「ディスクロージャー」を検討課題とし、それぞれの分野においてIOSCO参加国が使用可能な国際的な基準の確立に向けた検討を行っており、1998年5月には国際開示基準（IDS）、2000年5月には国際会計基準委員会

（IASB）が作成する国際会計基準（IAS）のコア・スタンダードをそれぞれクロスボーダー市場における証券募集・上場の際に使用する基準として支持する決議が総会の承認を受けている。なお、これらの国際基準を自国基準として導入する際には追加的な措置を講じることが認められている。

現在は、国際会計士連盟（IFAC）に設置された国際監査実務委員会（IAPC）が作成する国際監査基準（ISA）の支持に向けた検討に着手している。また、IASやIDSについては、各国の導入状況等について引

き続きフォローアップを行う予定。

(2) 「流通市場規制」常設委員会(SC2)

G10中央銀行支払決済委員会(CPSS)と合同で設立した証券決済システムに関するタスクフォースにおいて、証券決済に関する各種のリスク管理や投資家保護について検討し、2001年1月に市中協議報告書「証券決済システムのための勧告」を公表した。本市中協議報告書へのコメント受付が2001年4月に締め切られ、現在最終報告書の作成を行っている。

また、市場の透明性と分裂化について、投資家保護及び公正・効率的な市場の規制目的を進め、透明性と市場の分裂化について検討し、最終報告をとりまとめている。

2001年に入り、情報通信の発達により国際的な重複上場、海外の現物をベースにするデリバティブが増加していることを受け、市場の売買停止について、当局間の協力を推進することについて、検討を行っている。

(3) 「市場仲介者」常設委員会(SC3)

2001年4月には、金融機関一般についての開示慣行の改善について、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、G10中央銀行及び保険監督者国際機構(IAIS)との合同の報告書が公表された。現在は、市場仲介者の流動性リスクマネージメント、クロスボーダー証券取引をめぐる許認可規制の在り方といった問題についての検討を行っている。

(4) 「法務執行及び情報交換」常設委員会(SC4)

メンバー当局間での国際的な並行・合同調査を実施する際に指針となるための「クロスボーダー合同調査に関するガイドライン」について、2000年1月より議論を行い、現在最終調整を行っている。

(5) 「投資管理」常設委員会(SC5)

2000年12月にIOSCOウェブサイト上に公表された報告書「外部委託」に続き、2001年3月に開催されたTechnical Committeeにおいては、報告書「集団投資スキーム等規制における投資家教育の役割」も了承された。現在、簡易目論見書、集団投資スキームによる業績の宣伝、集団投資スキーム運営者に対する相対的リスク評価、集団投資スキームが株主として果たすべき役割といったテーマについての検討が行われている。

3. その他の委員会等

(1) インターネット・タスクフォース

インターネット利用から生じる証券規制・監督問題を包括的及び効率的に議論するため、1997年に設立され、翌1998年9月に『インターネット上の証券活動』報告書を公表した。一時活動を中断していたが、2000年2月から

活動を再開している。2000年5月のTechnical Committeeにおいて承認された新マニフェストに基づき、1998年報告書公表後に生じた新たな現象及びこれに対する証券監督者の対応を取りまとめた新たな報告書を作成すべく作業が行われてきた。本報告書については2001年6月のTechnical Committeeにおいて了承され、IOSCOウェブサイト上において公表される予定である。

(2) IOSCO原則実施に関する委員会

証券規制に関する基準であるIOSCO原則の実施・履行の必要性から、2000年1月より本原則の実施状況に関して各メンバーによる自己評価サーベイが実施された。現在、また、その自己評価回答について、メンバー間のピア・レビューをするべく、その方策について議論を続けている。

(3) ニューエコノミー・タスクフォース

2000年9月より、メンバー間において、「証券公募期間中の証券の割当て及びロックアップ（公募の前からの証券所有者が当該証券を指定期間中に流通市場に売却しないよう法令等で命じられているもの）に関する調査」が行われている。各メンバー地域における調査がなされ、その状況の比較・検討がなされている。

(4) 証券アナリストに関するプロジェクト・チーム

2001年3月のTechnical Committeeにおいて、証券アナリストに関する問題について議論するプロジェクト・チームが新たに設置されることとされ、日本が議長に就任した。具体的な課題について、現在議論を進めている。